

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

堺市農業委員会会長 様

当事者
譲渡人 氏名
(貸人・設定人)



ほか 名
譲渡人全員の詳細
は下記のとおり

譲受人 氏名
(借人・被設定人)



ほか 名
譲受人全員の詳細
は下記のとおり

下記農地（採草放牧地）について
 所有権を移転
 賃借権を設定（期間 年間）
 使用貸借による権利を設定（期間 年間）
 その他使用収益権（ ）を設定（期間 年間）

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。（該当する権利に印）

記

1 当事者の氏名等

当事者の別	氏名	印	年齢	職業	住所

(記載要領)

「当事者の別」は、所有権移転の場合は、譲渡人又は譲受人、賃貸借（使用貸借）の設定の場合は貸人又は借人、その他使用収益権の場合は、設定人又は被設定人と記載してください。

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (m ²)	対価、賃料等の額(円)※ (10a当りの額)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者が登記簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
				[/10a]	[]		

(記載要領)

※売買による所有権移転の場合は、対価の額を、贈与による所有権移転の場合は、「贈与」と記載してください。また、賃借権設定の場合は賃料の額を記載してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 権利を設定又は移転しようとする時期	
(2) 土地の引渡しを受けようとする時期	
(賃借権、使用貸借による権利の設定の場合) (3) 契約期間	

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記3は、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を添付してください。

(許可書の受領)

許可書は申請当事者全員の合意により（氏名 TEL ）が受領します。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞【全部効率利用要件】

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積 (㎡)	
	自作地						
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況			
非耕作地							

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積 (㎡)	
	借入地						
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況			
非耕作地							

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書き（疾病又は負傷による療養等のため、一時的に貸し付けようとする場合等）に該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 権利取得後の営農計画

所在地(申請地)	地目	面積(m ²)	作付(予定)作物			備考
合計						

(2) 主要な農機具

数量		種類				
		既に確保しているもの	所有			
		リース				
導入予定のもの		所有				
		リース				
		資金繰り				

(記載要領)

- 1 主要な農機具とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

ア 権利を取得しようとする者の農作業経験等の状況 (複数人の場合は、年数の右横に氏名)	農作業歴・氏名		年間		
	農作業歴・氏名		年間		
	農業技術修学歴		年間		
	その他				
イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人) (複数人の場合は、年数の右横に氏名)	現 在	人	農作業経験の状況・氏名	年間	
			農作業経験の状況・氏名	年間	
			農作業経験の状況・氏名	年間	
			農作業経験の状況・氏名	年間	
	増員予定	人	農作業経験の状況	年間	
ウ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現 在	人	農作業経験の状況	年間	
	増員予定	人	農作業経験の状況	年間	
エ ア～ウの者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの距離、時間及び通作方法	ア、イ	k m	分	通作方法	ア、イ
	ウ	k m	分		ウ

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係> (信託の引受けにより権利が取得される場合)

3 信託契約の内容

--

<農地法第3条第2項第4号関係> 【農作業常時従事要件】 (権利を取得しようとする者が個人である場合)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等※の行う耕作又は畜産の事業に必要な農作業への従事状況

農作業に従事する者の氏名 (本人及び世帯員等)	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人・続柄)	年間農作業従事日数	備考

※世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

<農地法第3条第2項第5号関係> 【下限面積要件】

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

	権利を有する農地の面積 (現在の耕作地の面積) (㎡)	権利を取得しようとする農地の面積 (申請地の面積) (㎡)	権利取得後の合計面積 (㎡)
農地			
採草放牧地			

堺市農業委員会が定めている下限面積 (取得後の農地面積の合計) は、20アール (2,000㎡) です。

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (特例)

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて、該当するものに☑印を付してください。

下限面積の特例（農地法施行令第2条第3項）

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。（草花等集約栽培）
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果、下限面積を下ることとならない。（農業委員会のあっせん交換）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。（隣接地との一体利用）

<農地法第3条第2項第6号関係>【転貸・質入れ禁止に対する除外規定】

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに☑印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>【地域との調和要件】

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると見込まれる場合は、その影響を以下に記載してください。

支障となる例

- ア 面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断する。
- イ 地域の農業者が一体となって行っている水利調整に参加しない。
- ウ 無農薬などで付加価値の高い農産物栽培地域で、農薬使用による栽培を行う。
- エ 地域の農業者による共同防除等の営農活動に支障が生じるおそれがある。